

企画競争に関する公告

下記のとおり企画競争に付します。

令和7年5月16日

金融庁総合政策局秘書課長 島崎 征夫

記

1. 企画競争に付する事項

旅費支払に係るクレジットカードの使用に関する契約

2. 企画競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人、又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、業種区分が「役務の提供等」に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

3. 参加要領等の交付

企画競争参加要領等の交付を希望する者は、下記申込先に記載のメールアドレス宛に、電子メールにて交付を請求すること。その際、メール本文にその旨を記載し、令和7年6月3日（火）17時30分までに送信すること。なお、電子メールには、会社名、住所、所属、役職、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを明記すること（電子メールが使用できない者については、別途事前に相談すること）。参加要領等については、上記依頼メールに対し金融庁から返信するメールにて交付する。

申込先：金融庁総合政策局秘書課管理室

電話 03-3506-6000（内線 3143）

E-mail: suito@fsa.go.jp（@は半角）

4. 企画競争参加申込み及び企画書等の提出期限

企画競争に参加を希望する者は、3. にて交付する参加要領等で指定された提出物を、令和7年6月4日（水）17時00分までに、原則として電子メールにて提出すること。

提出物の詳細等については、3. にて交付する参加要領等に記載のとおりとする。

5. 企画書の無効

本公告に示した企画競争に必要な資格のない者の企画書は、無効とする。

6. その他

- (1) 当方向けの電子メールについては、1回で10MBまでの情報（添付ファイル含む）とすること。
- (2) 本公告の内容について不明点がある場合は、3. 参加要領等の交付先まで照会すること。

（以上）